# 平成 25 事務年度における租税条約等に基づく情報交換事績の概要

経済のグローバル化に伴い、企業や個人の海外取引や海外資産の保有・運用形態が複雑・多様化しています。国税庁ではこうした動きに対応し、適正かつ公平な課税の実現のための調査の充実に取り組んでおり、また、近年、G20 や OECD 租税委員会の場でも国際的な脱税及び租税回避行為に対処するための国際協力の機運が一層高まっていることを踏まえ、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換の積極的な実施に努めています。

平成 25 事務年度(平成 25 年 7 月~平成 26 年 6 月)における情報交換の実績は以下のとおりです。

租税条約等に基づく情報交換には、主に、「要請に基づく情報交換」、「自発的情報交換」及び「自動的情報交換」の3つの類型があり、我が国では、いずれについても積極的な実施に努めています。

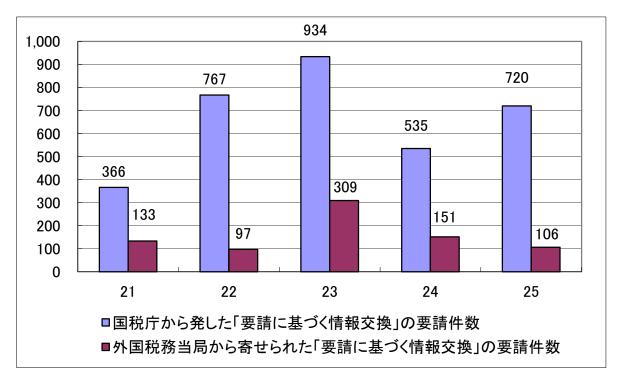
#### 1. 「要請に基づく情報交換」

### 【ポイント】

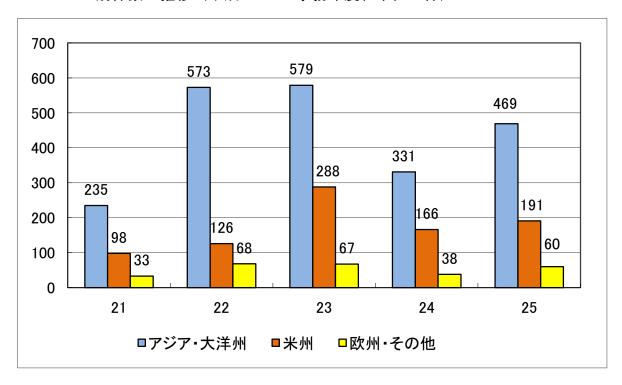
情報交換ネットワーク拡大の流れを受け、「要請に基づく情報交換」の 件数は高水準で推移。

- → 平成 25 事務年度に国税庁から外国税務当局に発した「要請に基づく情報交換」の要請件数は 720 件となっています。これらを地域別に見ると、アジア・大洋州の国・地域向けの要請が 469 件となり、全体の 6割以上を占めています。
- ▶ 平成25事務年度に外国税務当局から国税庁に寄せられた「要請に基づく情報交換」の要請件数は106件となっています。国税庁では、外国税務当局から寄せられた「要請に基づく情報交換」についても、迅速・適切な対応に努めています。

グラフ1 「要請に基づく情報交換」の要請件数の推移(平成21~25事務年度、 単位:件)



|グラフ2| 国税庁から外国税務当局に発した「要請に基づく情報交換」における地域 別件数の推移(平成21~25事務年度、単位:件)



- 「要請に基づく情報交換」は、個別の納税者に対する調査において、国内で入手 できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、条約等締結相手国・地 域の税務当局に必要な情報の収集・提供を要請するものです。
- 「要請に基づく情報交換」は、海外の法人等との取引の内容や、海外金融機関と の取引の内容など、国際的な取引の実態や海外資産の保有・運用の状況を解明する 有効な手段となっています。
- 「要請に基づく情報交換」を利用することにより、外国税務当局から、海外法人の決算書及び申告書、登記情報、契約書、インボイス、銀行預金口座、海外法人における経理処理が分かる資料のほか、外国税務当局の調査担当者が取引担当者に直接ヒアリングした内容などの情報が提供されており、調査に活用されています。

なお、オフショア金融センターを有する軽課税国・地域等(いわゆるタックス・ ヘイブン)の外国税務当局とも情報交換を実施しています。

- (注) オフショア金融センターとは、特に非居住者向けの金融サービスを促進する制度・仕組等を有する地域をいいます。
- 「要請に基づく情報交換」の枠組みを活用して、更に効果的に情報を交換するため、以下の取組を行っております。
  - ▶ 租税条約等に基づく情報交換は、通常、関係当局間での文書の送交付により実施することとなりますが、複雑な取引で外国税務当局の正確な理解を得ることが困難と見込まれる事案や、特に迅速な情報入手が必要な事案については、国税庁や国税局・税務署の職員が相手当局の担当者と直接面談し、事案の詳細や解明すべきポイント等について説明・意見交換を行う「情報交換ミーティング」を実施しています。
  - 租税条約等に基づく情報交換により、日、米、英、独、仏、加、豪、中、韓の 9か国の税務当局が参加する国際タックスシェルター情報センター(Joint International Tax Shelter Information Centre: JITSIC) において、複雑な国際的租税回避スキームや富裕層が行う海外資産運用に係る情報の交換等を行っています。

なお、JITSIC で行われる情報交換には、「要請に基づく情報交換」のほか、「自発的情報交換(後掲2参照)」も含まれます。

(注) JITSIC については、平成26年10月24日の0ECD 税務長官会議(FTA)の最終声明において、「特に国境を越えた租税回避に重点をおいたJITSICネットワークという新たな国際的基盤を創り上げるための作業を行っており、このネットワークは全てのFTAメンバーが自発的に参加できるよう開かれている。」とされています。

#### 「要請に基づく情報交換」の活用例

- ☆ 【国税庁から外国税務当局に対して要請・受領した情報に基づいて課税した例】
  - ・ 法人税調査において、内国法人がA国の販売代理店に対して支払った手数料の一部は、B国にある銀行の「J」名義の個人口座に支払われていた事実を把握したことから、A国の税務当局に対して、その販売代理店に支払った手数料に係る事実関係の確認を要請した。その結果、内国法人が手数料として支払った金員は、当該販売代理店との取引に係る謝礼金としてJ氏に支払ったものであることが判明したことから、当該支払手数料を交際費として課税した。
  - ・ 相続税調査において、亡くなった調査対象者が保有するC国の金融機関の口座については、日本から多額の送金事績がありながら、相続人が申し立てる残高は極めて少額であったことから、C国の税務当局に対して、当該口座残高について調査を依頼した。その結果、相続開始日時点に多額の残高を有していたことが判明したことから、当該残高を相続財産として課税した。

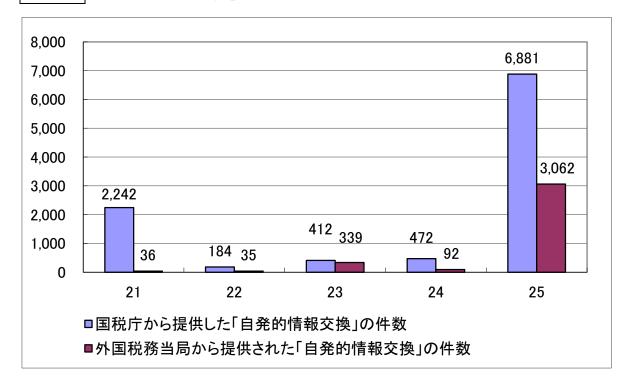
#### 2. 「自発的情報交換」

#### 【ポイント】

国際協力の観点から、租税条約等ネットワークを活用し、外国税務当 局に対する自発的な情報提供も積極的に実施。

- 税務当局間における国際的な協力体制の強化が求められる中、国税庁としても 外国税務当局と協力・協調し、国際的な脱税及び租税回避行為に対して積極的に 取り組んでいます。
- ➤ 平成 25 事務年度に国税庁から外国税務当局に提供した「自発的情報交換」の件数は 6,881 件となっています。他方、外国税務当局から国税庁に提供された「自発的情報交換」の件数は 3,062 件となっています。
- → 平成 25 事務年度において、国税庁は法定調書である国外送金等調書を基にオフショア地域を通じた資金の流れを資料化し、関係国の税務当局に提供しました。他方、外国税務当局からは、日本の居住者が国外において行った資産の譲渡に係る情報を入手しました。こうした取組を反映して、「国税庁から提供した件数」及び「外国税務当局から提供された件数」ともに増加しています。

### グラフ3 「自発的情報交換」件数の推移(平成 21~25 事務年度、単位:件)



- 〇 「自発的情報交換」は、自国の納税者に対する調査等の際に入手した情報で外国 税務当局にとって有益と認められる情報を自発的に提供するものです。
- 近年、国境を越える経済取引、資産の移転等が活発化する中、国際的な脱税及び 租税回避行為に対する取組が重要な課題となっており、現在、国際的な税務当局間 の協力の法的枠組みである租税条約等のネットワークの拡充が進められています。 国税庁としても、国際協力の観点から、こうしたネットワークを活用して外国税務 当局に対する「自発的情報交換」を積極的に実施しています。

#### 「自発的情報交換」の実施例

- ☆ 【国税庁から外国税務当局に対して自発的に情報提供をした例】
  - ・ 内国法人がD国に所在する取引先に対する仕入代金の支払の一部をE国の銀行口座に送金しており、海外取引先における申告漏れが想定されたことから、この事実をD国の税務当局に提供した。
  - ・ 内国法人がF国に所在する仲介業者に対する手数料の支払いの一部を現金で渡しており(仲介業者が来日時に受領)、当該仲介業者における収入計上漏れが想定されたことから、この事実をF国の税務当局に提供した。

- ☆ 【外国税務当局から国税庁に対して自発的に情報提供された例】
  外国税務当局から以下の情報提供を受けたことから、調査を実施し課税した。
  - 日本の居住者が海外の法人に勤務していたときに受領した報酬等に係る情報
  - ・ 日本の居住者が行った海外資産の譲渡に係る情報

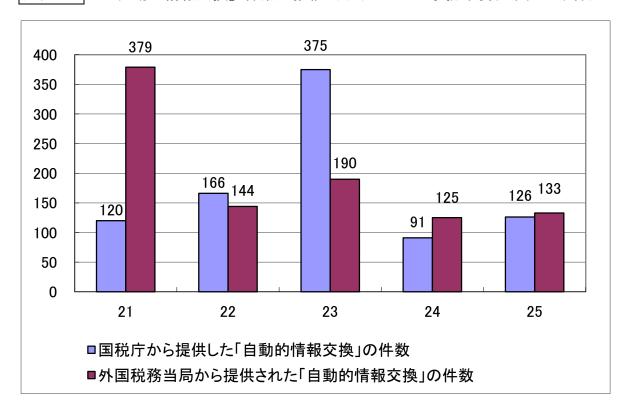
#### 3.「自動的情報交換」

## 【ポイント】

法定調書等から把握した非居住者への支払に関する情報を、外国税務 当局との間で交換。海外投資所得の申告漏れの把握等に活用。

➤ 平成 25 年度に国税庁から外国税務当局に提供した「自動的情報交換」の件数は、約 12 万 6 千件となっています。他方、外国税務当局から国税庁に提供された「自動的情報交換」の件数は、約 13 万 3 千件となっています。

グラフ4 「自動的情報交換」件数の推移(平成 21~25 事務年度、単位:千件)



- 〇 「自動的情報交換」は、法定調書等から把握した非居住者への支払等(配当、不動産所得、無形資産の使用料、給与・報酬、キャピタルゲイン等)に関する情報を、支払国の税務当局から受領国の税務当局へ一括して送付するものです。
- 〇 国税庁では、外国税務当局から「自動的情報交換」により提供を受けた利子、配 当等に関する情報を申告内容と照合し、海外投資所得や国外財産等について内容を 確認する必要があると認められた場合には、税務調査を行うなど、効果的に活用し ています。

#### 「自動的情報交換」の活用例

- ☆ 「自動的情報交換」により国税庁が外国税務当局から入手した海外金融機関からの受取利子に関する資料を基に
  - ・ 日本の居住者の所得税調査において、申告状況を確認したところ、外国の銀行に預け入れた預金に係る利息が申告されていなかったことからこれを課税した。
  - 日本の居住者の相続税調査において、申告状況を確認したところ、国外に保有する財産が申告されていなかったことからこれを課税した。

## ≪参考≫

# 租税条約等に基づく情報交換ネットワークの現状

#### 【ポイント】

租税に関する情報交換の重要性に関する世界的認識が高まる中、我が国の租税条約等のネットワークも、63条約(88か国・地域に適用)まで増加。

- 経済の国際化が進展する中、国際的租税回避行為への対応を強化するため、各国では、租税条約等に基づく情報交換の枠組みの拡大・強化が図られています。我が国においても、新たな租税条約等の締約を進めたり、既存の租税条約等を改正したりして、国際的な基準に則った情報交換に関する枠組みの整備を図っています。
- 〇 最近では、二国間の枠組みとして、サモア及びポルトガル(平成25年7月)、ガーンジー及びジャージー(平成25年8月)、マカオ(平成26年5月)、オマーン(平成26年9月)、英領ヴァージン諸島(平成26年10月)との租税条約等が発効しました。これらの租税条約等の全てに情報交換規定が設けられています。
- 〇 また、平成 25 年 10 月 1 日には、多国間の枠組みとして税務行政執行共助条約(以下「執行共助条約」といいます。)が我が国において発効しました。

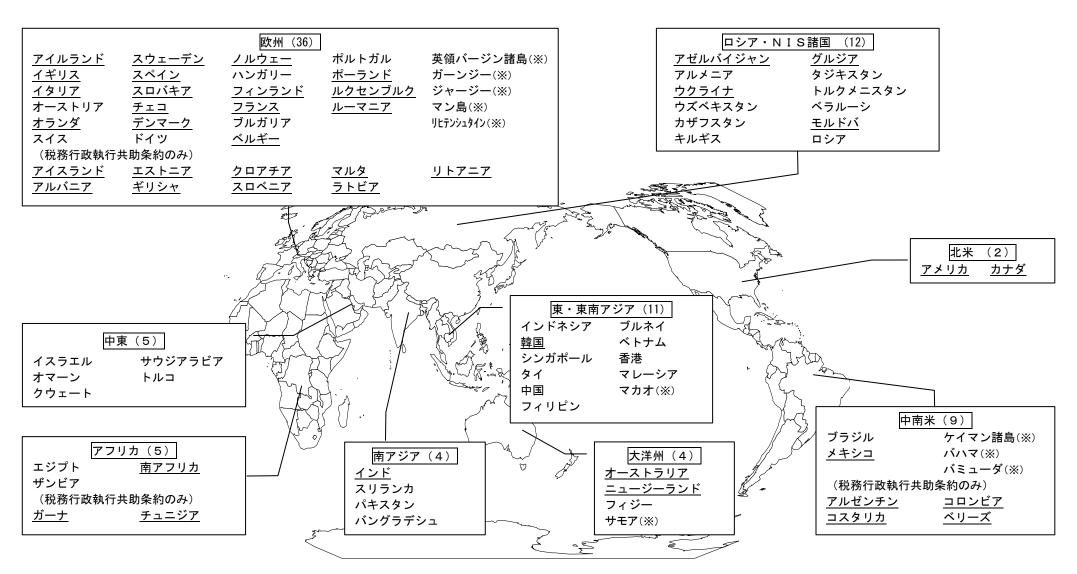
執行共助条約は、本条約の締約国間で、租税に関する行政支援(情報交換・徴収共助・送達共助)を相互に行うための多国間条約であり、本条約を締約することにより、より多くの国と協力して国際的な脱税及び租税回避に適切に対処していくことが可能になります。

なお、平成 26 年 11 月 1 日現在、執行共助条約が発効している国は、日、米、英、 仏、伊、韓等 44 か国となっています。

○ 二国間の租税条約等及び多国間の執行共助条約を併せると、平成 26 年 11 月 1 日現在、発効済みの租税条約等は 63、適用対象国・地域は 88 か国・地域となっており、国税庁としては、この租税条約等のネットワークを通じて積極的に情報交換に取り組んでまいります。

# 我が国の租税条約ネットワーク

#### 《63条約、88か国・地域/平成26年11月1日現在》



- (注1) 多国間条約である税務行政執行共助条約、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約の複数国への承継のため、条約数と国・地域数が一致しない。
- (注2)条約数、国・地域数の内訳は以下のとおり
  - ・二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約(いわゆる租税条約):52条約、63か国・地域
  - ・租税に関する情報交換を主たる内容とする条約(いわゆる情報交換協定) : 10条約、10か国・地域(図中、(※)で表示)
  - ・税務行政執行共助条約(締約国は我が国を除いて全43か国(図中、国名に下線)、うち我が国と二国間条約を締結していない国は15か国)